

平成十六年政令第百五十三号

国際捜査共助等に関する法律施行令

内閣は、国際捜査共助等に関する法律（昭和十五年法律第六十九号）第十九条第二項、第二十三条第二項及び第二十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請に関する読替え）

第一条 国際捜査共助等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第二項の規定による法第十四条第五項の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え読み替えられる字句 読み替える字句

第十四条第一項、第三項又は第十九条第一項第五項 前項の規定による送の決定をする場合

証人の使用又は返還 国内受刑者に係る受刑者証人移送に関する

（受入移送拘禁状による外国受刑者の拘禁に関する読替え）  
第二条 法第二十三条第二項の規定による逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡読み替え読み替える字句  
犯罪人引渡法のられる字句

第六条第一項及東京高等 検察官

第七項並びに 検察官

第六条第一項 前条の拘 国際捜査共助等に関する禁許可状

第七項並びに 検察官

第六項第二項及拘禁許可受入移送拘禁状

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

第七項並びに 検察官

読み替える読み替えられる字句  
刑事訴訟法の規定

第七十一条 検察事務官 検察事務官、警察官、海又は司法警 上保安官又は海上保安官 察職員 補（以下「検察事務官等」という。）

勾引状若し 国際捜査共助等に関するくは勾留状 法律（昭和五十五年法律第六十九号）第二十三条 第一項の受入移送拘禁状（以下「受入移送拘禁状」という。）

検察事務官 検察事務官等  
若しくは司 法警察職員

第七十三条 勾引状又は受入移送拘禁状

第七十三項、第 勾留状

第七十四項及 び第七十二 六条

第七十三条前二 項 第三項 国際捜査共助等に関する法律第二十三条第二項に おいて準用する逃亡犯罪 人引渡法（昭和二十八年 法律第六十八号）第六條 第二項

公訴事実の 要旨及び令 状 受入移送拘禁状

第七十三条令状は 第三項ただ し書

第二百二十六 検察事務官 検察事務官等 又は司法警 察職員

（外国受刑者の拘禁の停止の取消しに関する読 替え）

第三条 法第二十五条第三項の規定による逃亡犯 罪人引渡法の規定の準用についての技術的読替 えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡読み替え読み替える字句

犯罪人引渡法のられる字句

規定

規定

規定

規定

規定

規定

規定

規定

規定

規定

規定

規定

第二十二條第三 項及び第四項 東京高等 検察官の 検察官

第二十二條第三 項 検察官

第二十二條第四 項 拘禁許可 する法律第二十三 條 第二項 国際捜査共助等に関 する法律第二十三 條 第一項の受入移送 拘 禁状

附則 この政令は、国際捜査共助法及び組織的な犯 罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の 一部を改正する法律（平成十六年法律第八十九 号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行 の日（平成十六年十二月九日）から施行する。

この政令は、国際捜査共助法及び組織的な犯 罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の 一部を改正する法律（平成十六年法律第八十九 号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行 の日（平成十六年十二月九日）から施行する。